

## よくある質問（既に購入した方への助成事業）

	質問	回答
1	助成を受けるための条件はありますか。	<p>①申請する時点で墨田区民であること。          ②令和4年12月23日以降に、安全基準を満たした自転車用ヘルメットを購入していること。  <b>※申請〆切は、令和7年2月28日までです。</b>          ③購入したヘルメットの着用者全員が、個人賠償保険等に加入していること。          ④着用者全員が助成を初めて受けること。</p>
2	令和4年12月23日以降にヘルメットを購入しましたが、他自治体から墨田区に引っ越ししてきました。助成対象になりますか。	引っ越し前の自治体で過去に同じような助成を受けていなければ、対象になります。
3	令和4年12月23日以降にヘルメットを購入しましたが、墨田区から他自治体に引っ越しました。対象になりますか。	対象なりません。現在お住まいの自治体に、同様の助成についてお問い合わせください。
4	墨田区民になりましたが、身分証明書の住所を変更していません。	住所を変更してから申請してください。
5	令和4年12月22日以前にヘルメットを購入しています。助成の対象になりますか。	助成の対象にはなりません。
6	安全基準を満たしたヘルメットとは何ですか。	<p>次の安全基準の認証を受けたマークがついているものを指します。  <b>S G マーク</b>：一般財団法人製品安全協会による安全基準に適合することの認証  <b>J C F マーク</b>：公益財団法人日本自転車競技連盟による安全基準に適合することの認証  <b>C E マーク</b>：欧州連合の欧州委員会による安全基準に適合することの認証（※EN1078のみ）  <b>G S マーク</b>：ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することの認証  <b>C P S C マーク</b>：米国消費者製品安全委員会による安全基準に適合することの認証（※1203のみ）  <b>※C E マークとC P S C マークについては、番号によって安全基準が異なります。</b>  <b>上記の番号が書かれているマークが安全基準を満たしています。</b>  <b>それ以外の番号が書かれているヘルメットにつきましては、助成対象外となります。</b></p>
7	自転車損害賠償保険とは何ですか。	<p>自転車利用中の事故により他人にけがをさせてしまった場合などの損害を賠償する保険のことです。          東京都の条例では、自転車利用者は自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられています。          個人又は家族が既に加入している各種保険等に特約として付帯されている場合もありますので、ご確認ください。</p>

8	どこの店舗で買ったものでも対象になりますか。	令和4年12月23日から <b>令和7年2月28日</b> までに購入した場合は、購入先が墨田区外の店舗でも助成対象となります。
9	インターネットで購入したものは対象になりますか。	令和4年12月23日から <b>令和7年2月28日</b> までに購入したものは対象になります。ただし、個人売買で取引した場合や中古品（未使用品を含みます。）は除きます。 助成対象となる新品のヘルメットを購入したことがわかる領収書等が必要になります。
10	フリーマーケットやオークション等で購入又は取引きしたヘルメットは対象になりますか。	個人売買により取引した場合は、未使用品であっても安全基準に保証がないため、対象になりません。
11	申請するためには、どのような方法がありますか。	申請書類をご記入の上、必要書類を添えて以下のいずれかの方法で申請してください。 ①所定の申請書類を記入して 墨田区役所10階土木管理課の窓口に提出する。 ②所定の申請書類を記入して 墨田区役所土木管理課に郵送する。 (郵送先：〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 墨田区土木管理課交通安全担当) ③マイナンバーカード及びマイナンバーカードに対応したNFCスマートフォン又はパソコン・カードリーダーを用意して電子申請する。（LoGoフォーム）
12	申請書類はどこで入手できますか。	区ホームページからダウンロードできるほか、4か所でお配りします。 ①墨田区役所10階 土木管理課交通安全担当窓口 ②押上駅前自転車駐車場（墨田区押上1-8-25） ③錦糸町駅北口地下自転車駐車場（墨田区錦糸2-2-2） ④錦糸町駅南口地下自転車駐車場（墨田区江東橋3-14-4） ※②～④は、申請書類をお渡しするだけで提出はできません。

13	申請に必要な添付書類は何ですか。	<p><b>【窓口・郵送で申請する方】</b></p> <p>①申請者・着用者全員の住所・氏名・生年月日が確認できる身分証明書の<u>写し</u>            (例：マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、健康保険証（住所が裏面に記載されている場合は両面）)</p> <p>②領収書又はレシートの<u>原本</u>            (購入日、購入店名、商品名の記載があるかをご確認ください。)</p> <p>③購入したヘルメットの安全認証マークがはっきりと分かる写真及びヘルメット全体の写真</p> <p>④申請者名義の銀行口座通帳で、カタカナ名義、支店名、口座番号がわかるページ又はキャッシュカードの<u>写し</u></p> <p>※窓口で申請する場合は、写しはあらかじめ用意してください。（窓口ではコピーをしません。）</p> <p>また、念のため印鑑もお持ちください。</p> <p><b>【電子で申請する方】</b></p> <p>上記①～④の写真画像データ</p> <p>その他、申請者のマイナンバーカード及びマイナンバーカードに対応したNFCスマートフォン又はパソコン・カードリーダーをご用意ください。電子申請時にカードの読み取りを行います。</p>
14	1人で何回も申請できますか。	助成対象となるのは、本事業で1人1回に限ります。
15	家族の分を同時に買いました。申請は一度に何人分できますか。	着用者3人まで一度に申請できます。
16	家族の分を対象期間中に別々に買いました。一度に申請できますか。	着用者3人まで一度に申請いただけます。それぞれの購入日をご記入いただき、複数枚の領収書等を添付してください。
17	子どもの分だけヘルメットを購入しました。どのように申請すればよいですか。	保護者が申請者となり、着用者であるお子さまの氏名等を申請書の着用者欄に記入して申請してください。
18	社員用のヘルメットを購入しました。会社として申請できますか。	会社や法人は助成の対象外のため、申請できません。
19	領収書又はレシートに、購入日、購入店名、商品名の一部記載がありませんが、申請できますか。	<p><b>【窓口・郵送で申請する方】</b> 「領収書・レシート貼付台紙兼申出書」に、不足事項をご記入ください。</p> <p><b>【電子で申請する方】</b> LoGoフォームに不足事項を入力してください。</p>

20	インターネットで購入したため、領収書がありません。	購入履歴のページ等から領収書を印刷して添付してください。 記載内容に不足項目がある場合は、申出書に記入又はLoGoフォームへ入力してください。 <b>購入代金を領収していることが分かる領収書又はレシートが必要になります。</b> <b>※請求書・適格請求書、支払明細書、注文書、納品書等は、不可。</b>
21	インターネットの領収書には、注文日と発送日の日付がありますが、どちらが購入日でしょうか。	ヘルメット購入を意思決定した注文日を購入日とします。
22	対象となるヘルメットを購入しましたが、領収書もレシートもありません。	購入した店舗で領収書を再発行してもらえる場合は、添付して申請してください。 領収書が何もない場合は、申し訳ありませんが申請できません。
23	購入したヘルメット現物を窓口に持って行けば、写真は省略できますか。	助成金支払手続の際に根拠資料として必要となるため、写真は省略できません。
24	ヘルメットと安全認証のマークを撮影したスマートフォンの画面を窓口で見せれば、写真は省略できますか。	助成金支払手続の際に根拠資料として必要となるため、写真は省略できません。
25	1個2,000円未満で購入したヘルメットは、対象となりますか。	対象になります。2,000円未満のものは、購入金額が助成額になります。
26	申請から助成金振込まで、どのくらい時間がかかりますか。	申請から2か月以内に振込する予定です。
27	申請期限はいつですか	<b>令和7年2月28日</b> までです。郵送の場合は消印有効です。